

運 営 規 程

訪問入浴サービスステーション青空（訪問入浴介護事業）

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う訪問入浴介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- 二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切は介護技術を持ってサービスの提供を行う。
- 四 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1名及び介護職員2名をもって行うものとする。
- 五 サービスの提供に用いる設備、器具等の安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具等は、サービスの提供毎に消毒したものを使用するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名 称 訪問入浴サービスステーション青空
- 二 所在地 三沢市栄町三丁目125-1

（職員の職種、員数及び職務内容） ※2024年4月1日現在

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 介護福祉士 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員 准看護師2名（非常勤1名）

看護職員は、指定訪問入浴介護の提供に当たる。

(3) 介護職員 訪問介護員養成研修2級課程修了者 1名（非常勤）

介護福祉士1名（常勤）

介護職員は、指定訪問入浴介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営 業 日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日

ただし、正月期間等は休業日とする為。上記以外の曜日を臨時営業日とし調整を行う。

二 営業時間 午前9時から午後4時まで

※利用者より上記指定での訪問が不可能な場合は例外としこの限りではない。

(指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

- 1 指定訪問入浴介護は、利用者の状態又は希望に応じて施設に送迎し、又は居宅を訪問してサービスを提供する。
- 2 指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定受領サービスである時は市町村より交付されている「介護保険負担割合証」に基づき基本料金の1割、もしくは2割、3割の額なる。
- 3 通常の事業の実施地域以外の居宅において行う指定訪問入浴介護に要した交通費は、以下の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えてから片道15km未満 600円
 - (2) 通常の事業の実施地域を超えてから片道15km以上 1,000円
- 4 通常の事業の実施地域以外の居宅において、指定訪問入浴介護を行う場合、及び特別な浴槽水等を選定する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、提供するサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、三沢市、六戸町、おいらせ町、六ヶ所村の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 指定訪問入浴介護を利用するに当たり、利用者及びその家族は事業所の定める諸規則を遵守し、次の通り事業所との連携を図るものとする。

- 一 発熱の有無、摂食状況等健康状態を連絡する。
- 二 利用者及びその家族の感染症の有無を連絡する。
- 三 食事は介護を受ける1時間までに済ませる。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護職員及び介護職員等は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、担当介護支援専門員、及び訪問入浴管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は利用者に対する虐待の発生、再発を防止するため早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生、再発防止、対策を検討する委員会を設置し、定期的(4月、7月、10月、1月)に開催し、従事者へ周知する。
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を年一回以上実施。
- (3) 上記(1)(2)を適切に実施するために担当者を設置する。(常勤職員から選任)
- (4) 成年後見制度の利用支援
- (5) 苦情解決体制の整備

(その他運営についての留意事項)

- 第11条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とするものである。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ得ておく。
- 4 職員の資質向上のために、採用時及び年4回の定期的研修を確保する。
- 5 当事業所が提供したサービスに関する、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付窓口として専属の職員をあてる。また、外部の苦情受付窓口として、地域ネットワーク型オンブズマン組織「セーフティーネットあおもり」に委託契約する。詳細は別紙要綱に定めるものとする。
- 6 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成12年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規定は、2019年 4月 1日から施行する。
- この規定は、2023年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2024年 8月 1日から施行する。